

(付5) 日本銀行の業務継続体制の整備状況とその評価

1. 日本銀行の業務継続体制の概要

(1) 業務継続の位置づけ

日本銀行は、わが国の中央銀行として、「物価の安定」、「金融システムの安定」という使命を果たすべく、日々業務に取り組んでいる。万一、災害等により、その業務が中断した場合には、わが国の金融・決済システム、ひいては国民生活に重大な影響が及ぶことになりかねない。このため、日本銀行は、災害対策基本法等の関連法令¹等において、災害時等にも業務を継続すること等を求められており、業務遂行上の様々な脅威に備えて、業務継続計画を整備してきている²。また、災害時等にわが国全体の業務継続に貢献できるよう、日頃から内閣府、金融庁、財務省等の行政機関との間で、金融・決済機能の維持に向けた対応等に関する意見交換を行っている。

日本銀行の業務継続に関する基本的な考え方は、業務遂行上の脅威が顕在化した場合でも、必要な経営資源を確保し、優先すべき重要業務を継続することにより、日本銀行としての役割を適切に果たしていくことである。

(2) 潜在脅威と被災想定

日本銀行の業務遂行に影響を及ぼす潜在的な脅威としては、様々なものが考えられる。例えば、地震、台風などの自然災害、テロ、サイバー攻撃などの人為的災害、停電、コンピュータトラブルなどの技術的災害、感染症などである。

日本銀行では、重要な経営資源が損なわれる場合に備えて、被災想定に

¹ 日本銀行は、災害対策基本法（昭和37年施行）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成16年施行）などにおいて「指定公共機関」とされており、業務にかかる防災計画を作成し、災害発生時には同計画を実施すること等が求められている。また、首都直下地震対策大綱（平成17年）では、「首都中枢機関（経済中枢）」として位置付けられており、重要な金融・決済機能の当日中の復旧等が求められている。

² 日本銀行の業務継続体制の概要は、「災害発生時における日本銀行の業務継続体制の整備状況について」（平成15年、日本銀行）で説明されている。

応じた業務継続体制を整備している。具体的には、本店（東京都中央区）、システムセンター（東京都府中市）、役職員といった経営資源が機能不全になったケースに応じて、場合分けしている。そのうえで、大阪に所在するシステム・バックアップセンター、本店の代替業務拠点、大阪支店、業務継続要員などを活用することにより、業務継続を図る体制としている。

（３）重要業務と復旧目標

災害時等においては、利用可能な経営資源が限定され、時間的な制約も厳しいことから、日本銀行は、予め優先すべき重要業務を特定している。具体的には、銀行券の支払、日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）の運営、金融調節、貸付、国庫金の支払などが挙げられる。これらは、被災の程度や性質に応じて、さらに優先順位づけされている。また、再開・復旧に当たっての各種の時間的な目標も設定されている。例えば、優先すべき重要業務については、夜間・休日に被災した場合、最初の営業日の業務開始時刻から開始し当日中に終了させることを目標としている。

２．業務継続体制の整備状況

災害時等に日本銀行が継続すべき業務を確実にを行うためには、災害時等における日本銀行の体制を明確にし、事務を遂行する要員や必要なインフラを整備しておく必要がある。また、わが国全体として、金融・決済機能を維持していくためには、日本銀行だけでなく、民間金融機関等の市場参加者においても、業務継続体制を整備しておくことが重要となる。日本銀行では、「災害時の業務継続計画の充実」を中期的な経営戦略・計画の一つとして掲げ、これらの点の実現に向けて取り組んできている。最近の主な施策を挙げると、以下のとおりである。

（１）災害対策本部

日本銀行では、災害等が発生した場合、継続すべき業務を適切に実施するため、総裁を本部長とする災害対策本部を必要に応じて設置し、職員や施設の被害状況の把握、日本銀行および民間金融機関、決済システムの業務遂行状況に関する情報収集、政府や外国中央銀行等との連絡調整等を

一元的に行うこととしている。当本部については、災害時等に迅速に立ち上げられるよう予め手順を定めているほか、本店内に一定のスペースを確保し、必要に応じて情報通信機器や設備の拡充・更新を行っている。

(2) 通信・情報伝達手段

日本銀行では、災害発生時における日本銀行内外との連絡手段を確保する観点から、通常の一般電話・FAXに加え、携帯電話、衛星電話等の無線通信手段、災害時優先電話、電子メール、日銀ネット電文など、様々な通信手段を用意している。こうした通信手段については、技術の変化を踏まえて、必要な改善を行ってきている。加えて、平素から取引先との間で連絡先リストを交換し、その維持管理に努めている。また、日本銀行では、災害時等における正確かつ迅速な情報伝達の手段として、日本銀行ホームページ等を活用する方針としている。ホームページについては、平成23年にリニューアルを行い、迅速にコンテンツを掲載できるようシステム面の改善を施したほか、ユーザーの利便性向上を図った。

(3) バックアップ施設

コンピュータシステムのバックアップに関しては、平成8年に大阪のバックアップセンターを稼働させたほか、平成18年以降、それまで対象となっていなかった分散系システムについても、順次バックアップシステムを構築した。この間、メインセンターとバックアップセンター間の切替えに関する手順の整備を進めた。また、同年には、本店建物の使用不能時にも業務を継続できるよう、代替業務拠点の整備・拡充を進めた。

(4) 要員確保体制

災害時等に初動体制の立ち上げやその後の業務遂行に当たる業務継続のための要員を確保することを目的に、予め一定数の役職員を任命し、本店の近隣に居住・宿泊・所在させている。平成18年には、首都直下地震対策大綱等の内容³等も踏まえて、要員の対象を拡充するなど、その充実を図った。また、感染症に関しては、平成21年の新型インフルエンザの流行などを踏まえ、継続すべき業務と所要要員を見定め、要員交替制を基本

³ 首都直下地震対策大綱は、日本銀行を含む首都中枢機関に対し、「緊急参集要員の徒歩圏内居住や住居の耐震化等により、緊急参集要員を確保する」ことを求めている。

とする新型インフルエンザ対策の整備を行っている。

(5) 訓練

日本銀行は、各種の訓練を定期的実施している。こうした訓練により役職員の有事対応への習熟度を高めるとともに、必要な修正を施すことにより、業務継続計画の実効性の確保に努めている（別紙1参照）。

(6) 民間金融機関や市場レベルの体制整備の促進

日本銀行では、民間金融機関や市場レベルでの業務継続体制の整備を側面からサポートしている。具体的には、各種のサウンドプラクティスペーパーを公表しているほか、金融機関の実態を把握するためのアンケート調査を定期的実施し、結果を公表している（別紙2参照）。また、考査や日常的なモニタリングを通じて、継続的な助言・指導を行ってきている。さらに、関係者と緊密に連携して、業界横断的な訓練（市場レベルBCP訓練やストリートワイド訓練）の企画にも参画している。

(7) まとめ

以上の施策の成果も踏まえ、日本銀行の業務継続体制の整備状況を、内外の関連法令等において求められている基準に照らして評価すると、以下のとおりである（別紙3参照）。

まず、国内では、災害対策基本法、国民保護法等の関連法令および首都直下地震対策大綱において、日本銀行は、それぞれ「指定公共機関」および「首都中枢機関（経済中枢）」と位置付けられており、重要な金融・決済機能の当日中の復旧などを求められている。また、国際的にも、日本銀行は、ジョイントフォーラムによる「業務継続のための基本原則」⁴およびBIS支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構による「金融市場インフラのための原則」⁵に基づき、それぞれ中央銀行および資金・証券決済システムの運営主体として、適切な業務継続計画の策定などを求められ

⁴ バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構、保険監督者国際機構の3者（ジョイントフォーラム）が共同で作成したもの。銀行、証券会社、保険会社等の金融機関のほか、証券取引所、決済システム運営主体、金融監督当局、中央銀行などを対象としている。

⁵ 資金決済システム、証券決済システム、清算機関、取引情報蓄積機関などの金融市場インフラを対象としている。

ている。

これら内外の関連法令等において求められている基準は多岐にわたるが、概ね、①重要な業務の継続を図り一定時間内に終了させること、②そのために経営資源（インフラ、職員など）を確保しておくこと、③実効性を高めるために訓練を実施すること、といった点に集約される。それぞれの点について、日本銀行の業務継続体制の現状をみると、まず、①重要な金融・決済業務を特定し、当日中に終了可能な体制としている。また、②システムセンターや本店の代替施設を用意しているほか、業務継続要員を指定し、近隣に居住・宿泊させる体制を敷いている。さらに、③定期的な訓練等によって業務継続計画を検証し、適宜更新している。以上を踏まえると、日本銀行の業務継続体制は、内外の関連法令等において求められている基準を充たしているものと評価できる。

3. 東日本大震災時の日本銀行の業務継続の状況

本節では、最近の具体的な事例として、平成23年3月11日（金）に発生した東日本大震災時の日本銀行の業務継続の状況を振り返り、その経験を踏まえて、日本銀行の業務継続体制の実効性を点検する⁶。

東日本大震災による被害は広範かつ甚大なものとなり、わが国決済システムや金融機関にも、大きな直接的被害と間接的影響が及んだ。こうした状況にあっても、わが国決済システム・金融機関は、業務を継続し、金融インフラとしての基本的な機能は維持し得たものと評価できる⁷。この点には、特に被災地に所在する金融機関が、自らの被災にもかかわらず、店舗の復旧と業務の再開に尽力し、預金者や企業のニーズに懸命に応えてきたことが大きく寄与している。日本銀行も、直接・間接の被害・影響を受けたが、震災直後から、これまで整備してきた業務継続体制を活かしつつ、金融・決済機能の維持に全力で取り組んだ（別紙4参照）。具体的には、

⁶ 東日本大震災の被災地域において、日本銀行は、仙台、福島、青森、秋田支店および盛岡、水戸事務所の6拠点を設置している。一方、日本銀行本店や同システムセンター等の拠点は首都圏に所在しており、この地域での被害は東北・関東地方太平洋沿岸地域ほどには大きくなかった。このため、今回の被災で検証された業務継続計画は、計画全体の一部分であったことに留意が必要である。

⁷ 日本銀行および決済システム・金融機関の対応については、「東日本大震災におけるわが国決済システム・金融機関の対応」（平成23年6月、日本銀行）を参照。

以下のとおりである。

(1) 体制・設備・インフラ面

日本銀行は、震災発生後、直ちに、総裁を本部長とする災害対策本部を立ち上げ、職員や施設の被害状況、日本銀行および金融機関、決済システムの業務遂行状況に関する情報の収集に努め、所要の対応を決定した。

日本銀行の業務拠点の建物や設備については、仙台支店、福島支店を中心に、一部天井・外壁の剥落や窓ガラスの破損等がみられたが、全体としては大きな損傷はなかった。また、通信手段についても、通信インフラの輻輳から、携帯電話・メールや安否確認システムを通じた職員向け安否登録依頼メールの利用に一部支障が生じたが、災害対策本部と被災地域に所在する各支店・事務所、あるいは政府等との間の通信手段は、行内回線や災害時優先電話によって確保された。

東北地方では、震災直後ほぼ全域にわたって停電が発生したが、日本銀行の4支店では自家発電機の稼働により、震災当日以降の業務を継続した。また、東京電力管内では、3月14日(月)から、輪番で電力供給を停止する措置(計画停電)が実施された。日本銀行においても、計画停電対象となった一部拠点(前橋支店、発券センター<埼玉県戸田市>)では、自家発電機を稼働させて業務を継続した。さらに、同日以降、計画停電の影響等から首都圏で鉄道等の公共交通機関の運行が不規則になる等の事態が一時生じ、職員の出勤にも影響が及んだが、業務継続要員の参集や出勤可能職員の早出対応等により、適切な業務遂行に努めた。

(2) 業務遂行面

① 現金供給と損傷現金引換え

被災直後には、預金者による預金引き出しに備えて金融機関の手許現金確保のニーズが高まった。日本銀行は、こうした金融機関のニーズに応えるかたちで、被災地の支店や本店において、被災直後の休日に金融機関に現金を供給したほか、週明け以降も大量の現金供給を継続した。

また、5月の連休前後から津波等で損傷した現金の引換え依頼が急増し、

被災地域にある支店や本店では、こうした損傷銀行券や損傷貨幣の引換えを行った。その際、支店のない岩手県においても、地元金融機関の協力を得て、盛岡市内に引換えを行うための臨時窓口を設置した⁸。また、引換え事務量の急増に伴い、引換え依頼を受けてから代り金支払いまでに最長1か月を要したこともあったため、全国の本支店から被災地域にある支店に応援要員を派遣し、引換え事務の迅速化を図った。東北地方に所在する支店および盛岡市内の臨時窓口での損傷現金の引換え実績は、平成24年3月末までの約1年間で38億円（銀行券48万枚、貨幣424万枚）となり、阪神・淡路大震災後6か月間における日本銀行神戸支店の引換え実績（約8億円）の約5倍となった。

② 日銀ネットの運行

日本銀行は、日銀ネットを通じて、民間金融機関に対して、日本銀行当座預金の決済および国債決済のサービスを提供している。今回の地震では、日本銀行のシステムセンター所在地（東京都府中市）でも震度5弱を記録したが、日銀ネットの運行に支障はなく安定的な稼働が維持された。

また、日本銀行の一部支店では、津波に関する避難指示を受けて職員が一時支店から退避した。これを受けて、本店では日銀ネットに関する必要データを代行入力し、支店の一部機能を代替した⁹。さらに、日銀ネットの利用者である一部の金融機関で、被災直後に社内システムの障害が発生した。こうした先では、通常的手段（CPU接続）で日銀ネットと接続できなくなったが、日銀ネットの利用者向けマニュアルに従い、代替手段（端末接続）を用いて当日中に決済を完了させた¹⁰。

③ 金融上の特別措置

地震発生当日、内閣府特命担当大臣（金融）と日本銀行総裁の連名で、「金融上の特別措置」を発出し、金融機関に対し、通帳や印鑑等を紛失し

⁸ 盛岡市内の臨時窓口は、平成23年4月20日から7月20日までの3か月間、設置された。

⁹ 同様に、国庫データについても、避難した支店に代わって本店が国庫関係システムへの代行入力を行った。

¹⁰ CPU接続とは、日銀ネット利用先のコンピュータと日銀ネットコンピュータを直接回線で接続してデータの授受を行う接続方式。端末接続とは、日銀ネット利用先の端末と日銀ネットコンピュータを回線で接続してデータの授受を行う接続方式。

た被災者に対し便宜を図るよう要請した¹¹。金融機関は、同要請を受け、拇印での預金払い戻しに応ずるなど、様々な便宜措置を講じた。

④ 国庫・国債事務

国庫・国債事務については、東北地方に所在する一般代理店等¹²の多くが被災したため、これらを通じた同事務の遂行が一時困難になった。例えば、一般代理店については、日本銀行仙台支店および福島支店管下の計40先中、沿岸部を中心に最大で16先において事務の継続が困難となった。日本銀行の本支店は、震災発生翌週が国庫金支払事務の月中ピークに当たることを踏まえ、事務継続の困難な一般代理店における対官庁関係事務を代替することなどの措置を講じた。ちなみに、日本銀行本支店が、事業継続が困難な一般代理店の事務を一部代替して支払った国家公務員給与は、平成23年3月中、約5千件、12億円となった。

併せて、日本銀行は、国債（記名国債、個人向け国債）の償還・中途換金や、年金、恩給の受取りに関して、関係官庁の要請に基づき、必要書類を紛失した被災者等の便宜を図ったほか、ホームページを活用して関連する情報提供を行った。

⑤ 対外情報発信、外部関係機関との連絡・調整

震災発生後は、被災状況等に関する情報の収集や共有に困難が伴ったが、日本銀行は、自らの業務継続状況や決済システム・金融機関の対応状況について、正確かつ迅速な情報発信に努めた。例えば、震災発生後、速やかに、内閣府、金融庁、財務省等の行政機関や外国中央銀行等との連絡調整を行ったほか、その後も、わが国の金融・決済機能の状況を中心に情報交換を行うなど、連携を維持した。また、震災当日は、ホームページを通じて、日本銀行の対応状況に関する情報を数次にわたり公表したほか、その後も、逐次情報を更新した。さらに、日常の対外窓口はもとより、国際会議や内外の講演など、あらゆる機会を通じて情報を発信し、市場の不安心

¹¹ 詳細は、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」（平成23年3月11日）を参照。

¹² 日本銀行と金融機関との間の契約に基づき、国の出納機関である日本銀行の代理店として、取引官庁による国庫金の受払や国債の元利払いなどの国庫・国債事務を取り扱う民間金融機関の店舗を言う。

理の鎮静化に努めるとともに¹³、金融システムの状況に関する正確な理解と信頼の確保に努めた。

(3) まとめ

以上のとおり¹⁴、東日本大震災では、システムセンターや本支店の建物に幸い大きな被害がなかったこと、システム・通信手段・設備が多重化されていたこと、業務継続要員制度により役職員が近隣に所在していたことなどから、業務継続にとって経営資源面で重大な制約が生じることは、結果的にはなかったと言える。また、事前に必要な手順を定め、教育・訓練による習熟を図っていたことも、災害対策本部設置等の初動体制、現金供給をはじめとする業務継続対応、迅速かつ正確な情報発信、本支店間や政府、民間金融機関、海外当局等の関係者との連絡などの円滑な実施に繋がったと言える。このように、日本銀行の業務継続体制は、東日本大震災後のわが国金融・決済機能の安定性維持に一定の貢献を果たしたと考えられる。

4. おわりに

以上のとおり、日本銀行の業務継続体制は、内外の関連法令等において求められている基準を充たす形で整備が進んできており、その実効性についても、東日本大震災発生時の経験を踏まえると、わが国金融・決済機能の維持に一定の役割を果たし得るものと考えられる。

もっとも、今回の地震については、日本銀行の主要な業務拠点がある首都圏を震源としたものではなかったことに加え、震災の発生が金曜日の午後であったため、被災日当日に業務継続にあたる役職員の確保は大きな問題にはならなかったほか、週末に対応のための時間を確保できたこと、業務終了間際であったため、事務処理がほぼ終了していたこと等、日本銀行の業務継続という観点からみれば、様々な要因に助けられた面もあった点

¹³ 一時、「日本銀行がシステムセンターを大阪に移した」とか、「本部機能の一部を大阪に移管する準備に入った」といった、全く根拠のない噂が一部で聞かれた。

¹⁴ 日本銀行は、東日本大震災を受けて、本文中に記載した中央銀行としての金融・決済サービス提供に関する業務のほか、金融政策面等からも様々な対応を講じてきた。この点については、「東日本大震災におけるわが国決済システム・金融機関の対応」（平成23年6月、日本銀行）の【BOX 2】を参照。

には留意が必要である。

この点、経済中枢機能が集中する首都圏が大きな災害に見舞われた場合に、現行の業務継続体制で十分か否かについては、改めて検証しておく必要がある。現在、政府では、首都直下地震について、被災想定等の見直し作業を進めているが、日本銀行としても、そうした作業の結果や東日本大震災の経験等を踏まえて、現在の業務継続体制を再整理し、必要に応じて見直していくことが課題となる。特に、交通機関の途絶が長期化し、人的資源の確保がより難しくなる事態に備えて、現在の業務継続要員制度を見直す必要がないか、業務継続要員の居住施設の配置のあり方等も含め、十分な点検が必要と考えている。併せて、関係官庁や金融機関等と連携しつつ、多様な被災想定に基づく実践的な訓練を行うこと等を通じ、業務継続体制の実効性・効率性の維持・向上に努めていく考えである。

(別紙1)

日本銀行が定期的実施している主な訓練
—— 年1回以上実施しているもの

訓練名	内容等	主な参加者
システム障害対策訓練	システムセンター・本店同時被災時のバックアップセンターへの切替え、業務再開、関係者間の諸連絡等を行う。	役員、本店、全支店および日銀ネット利用金融機関(訓練参加希望先)、財務省会計センター、全銀ネット他
代替業務拠点移行訓練	テロ予告等により本店が使用不能となった場合を想定し、業務継続要員等が代替業務拠点に参集して業務を継続する。	役員、本店
大阪移管業務対応訓練	本店大規模被災時を想定し、大阪支店が独自の判断で本店業務の一部を継続する。	本店、大阪支店
本店災害対策本部立上訓練	首都直下地震等を想定し、業務継続要員が参集して初動体制を立上げる。	役員、本店
本店災害対策本部運営訓練	首都直下地震発生時における本支店事務所の関係部署と災害対策本部の運営を行う。	役員、本店、関東地方支店・事務所
危機回避行動訓練および避難訓練	緊急地震速報の受信・行内放送、危機回避行動、建物からの避難等を行う。	役員、本店
業務継続要員参集訓練	交通途絶等を想定し、業務継続要員が日本橋本店に参集するとともにシステム機器等の立上げを行う。	本店

(注) このほか、政府との連絡訓練、「安否確認訓練」(全職員向け)、「一斉連絡・応答訓練」(業務継続要員向け)も実施。

業務継続に関する日本銀行の主な公表物

<p>【日本銀行の業務継続に関するもの】 「災害発生時における日本銀行の業務継続体制の整備状況について」(平成15年7月25日)</p>
<p>【金融機関の業務継続に関するもの】 「金融機関の拠点被災を想定した業務継続計画のあり方」(平成14年3月12日) 「緊急時における業務継続・復旧体制に関するアンケート調査結果について」(平成15年2月6日) 「金融機関における業務継続体制の整備について」(平成15年7月25日) 「金融高度化セミナー「金融機関における業務継続体制の高度化に向けて」」(平成18年9月20日) 「業務継続体制の整備状況に関するアンケート調査結果」(平成19年3月29日<平成18年12月調査>、平成21年2月5日<平成20年11月調査>、平成23年2月22日<平成22年11月調査>) 「金融機関における新型インフルエンザ対策の整備について－内外金融機関の取組事例の紹介」(平成20年3月17日) 「業務継続体制の実効性確保に向けた確認項目と具体的な取組事例－先進事例を中心に」(平成20年5月9日) 「業務継続体制整備の具体的な手法－「業務継続体制整備に関する情報交換会」における議論の内容と工夫事例－」(平成20年6月24日) 「金融高度化セミナー「新たな業務継続計画 新型インフルエンザ対策」」(平成21年4月28日) 「バックアップ・コンピュータセンターの実効性確保にかかる課題と対応策」(平成22年3月11日) 「海外における「ストリートワイド訓練」の概要－業務継続計画の実効性確認手段としての業界横断的訓練－」(平成22年3月23日) 「業務継続体制の実効性確保に向けた確認項目と具体的な取組事例(増補改訂版)」(平成22年3月24日) 「東日本大震災におけるわが国決済システム・金融機関の対応－金融・決済機能の維持に向けて－」(平成23年6月24日) 「業務継続体制の実効性確保に向けた確認項目と具体的な取組事例(増補改訂版)」別冊：東日本大震災において有効に機能した事例と同震災を踏まえた見直し事例」(平成24年1月31日) 「金融高度化セミナー「東日本大震災を踏まえた今後の業務継続体制について」」(平成24年3月6日)</p>
<p>【金融市場の業務継続に関するもの】 「米国同時多発テロ直後の金融市場の動きと中央銀行の対応」(平成14年3月28日) 「金融市場における業務継続体制－「市場レベルのBCP」の整備へ向けた内外の取り組み状況－」(平成15年9月25日) 「金融市場横断的な業務継続体制の整備－各市場における取組みと市場間連携の強化－」(平成22年10月15日)</p>
<p>【決済システムの業務継続に関するもの】 「リーマン・ブラザーズ証券の破綻がわが国決済システムにもたらした教訓－証券取引、上場デリバティブ取引の決済に関して－」(平成21年3月11日)</p>

(注) いずれも日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載。

(別紙3)

業務継続に関する内外の法令等による要請と日本銀行の対応状況

外部からの要請		要請事項	日本銀行の対応
国内	災害対策基本法、国民保護法等	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行法第1条の目的に沿った業務の実施や業務計画の作成、要員制度の整備、訓練の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行業務防災計画、日本銀行国民保護計画により、左記事項を定め公表している。
	首都直下地震対策大綱	<ul style="list-style-type: none"> 重要な金融決済機能の当日中の復旧。 重要なアナウンスを国内外に発信。 ライフライン系統の多重化、電算センター及びオフィスのバックアップ機能の充実。 緊急集合要員の徒歩圏内への居住や住居の耐震化等により、緊急集合要員を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な金融決済業務を特定し、当日中に終了可能な体制としている。 災害対策本部を中心に業務継続に関する情報を円滑に発信する体制としている。 通信・電源等の設備を多重化しているほか、重要業務拠点の代替拠点を整備している。 業務継続要員を任命し、耐震性が確認された近隣施設に居住・宿泊・所在させている。
海外	業務継続のための基本原則 (ジョイントフォーラム)	<ul style="list-style-type: none"> 重大な業務中断時の当日中の復旧。 メイン拠点から遠く同一インフラ（通信、電源等）に依存しない代替拠点を設置。 定期的な訓練の実施。 外部関係者（海外を含む）との連絡手続き。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要業務の当日中の復旧を可能としている。 システムセンターや本店の代替拠点を大阪に確保している。 定期的な訓練を実施している。 外部関係者との連絡手続きを定めている。
	金融市場インフラのための原則 (CPSS/IOSCO)	<ul style="list-style-type: none"> 適切な業務継続計画の策定。 <ul style="list-style-type: none"> 重要システムについて、停止後2時間以内に再開。 極端な状況でも、当日中の決済を確保。 内外関係者との円滑な情報連絡。 適切な代替拠点の設置。 業務継続計画を定期的に検証。 <p>(注) 平成24年5月時点で市中協議中の「評価の方法」に基づき整理。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大阪バックアップセンターでの重要業務（日銀ネット等）の再開目標を2時間以内としている。また、交通途絶等の場合でも、当日中の決済を可能とする体制をとっている。 災害対策本部を中心とする情報収集・連絡体制を整備し、複数の通信手段を確保している。 システムセンターや本店について、大規模被災時でも機能し得る代替拠点を設けている。 定期的な訓練等により、業務継続計画を検証し適宜更新している。

東日本大震災後の状況と日本銀行の主な対応

<p>平成23年 3月11日(金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災発生。 <ul style="list-style-type: none"> —— 東北地方太平洋沖地震が発生(14:46頃)。わが国観測史上最大のマグニチュード9.0を記録。 —— その後、東日本の太平洋沿岸地域で巨大な津波が発生。犠牲者多数。 —— 被災地域では、電力・ガス・水道網や通信・交通網の寸断が広範に発生。 ・ 日本銀行、総裁を本部長とする災害対策本部を設置。 ・ 政府、総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を設置。 ・ 日本銀行、「東北地方太平洋沖地震について」(第1報)を公表。 <ul style="list-style-type: none"> —— ①日本銀行本支店は営業を継続していること、②日銀ネットも通常通り稼働していること、③金融市場の安定および資金決済の円滑を確保するため、流動性の供給を含め万全を期していく方針であること、等。 —— 以後、数次にわたり、日本銀行の業務継続状況、資金・国債決済の状況等につき対外公表。 ・ 日本銀行(日銀ネット)や主要な民間決済システムは、正常な稼働を継続。ほぼ通常どおりの時刻に当日の決済を完了。 ・ 短期金融市場、外国為替市場および証券市場では、市場レベルBCP(事務局：全国銀行協会<全銀協>、東京外国為替市場委員会および日本証券業協会)の専用ウェブサイトを通じた情報共有を開始。 ・ 内閣府特命担当大臣(金融)、日本銀行総裁の連名で、金融機関等に対し、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」(「金融上の特別措置」)を発出、公表。 ・ 政府、福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力緊急事態宣言を発令。 ・ 首都圏でも、当日深夜まで鉄道の運行が停止。帰宅困難者が多数に。
<p>3月12日(土)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本銀行、金融庁は、被災地金融機関の動向把握に注力。 ・ 被災地金融機関は、多くの店舗で休日臨時営業を実施。 ・ 日本銀行も、青森支店、仙台支店、福島支店、盛岡事務所(盛岡市保管店)および本店において、金融機関に対し現金を供給。 ・ 全銀協等金融関係諸団体は、12日以降、「金融上の特別措置」への対応につき公表。 ・ 長野県北部を震源とする最大震度6強の地震が発生(3:59頃)。
<p>3月13日(日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東財務局長野財務事務所長、日本銀行松本支店長の連名で、「長野県北部の地震にかかる災害に対する金融上の措置について(長野県)」を発出、公表。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東財務局新潟財務事務所長、日本銀行新潟支店長の連名で、「長野県北部の地震にかかる災害に対する金融上の措置について（新潟県）」を发出、公表。 ・ 被災地金融機関は、多くの店舗で休日臨時営業を継続。 ・ 日本銀行も、仙台支店、福島支店、盛岡事務所（盛岡市保管店）において、金融機関に対する現金供給を継続。 ・ 東京電力、計画停電の実施方針を公表。
3月14日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京電力、計画停電を開始。 <ul style="list-style-type: none"> —— 東京電力管内の広域にわたり、鉄道の運行が不規則な状態に。 —— 計画停電域内に所在する一部金融機関は、自家発電の起動により自行システムの稼働を継続。 ・ 全銀協等金融関係諸団体は、計画停電への対応について公表。 ・ 日本銀行、民間決済システムは、通常通り業務を開始。 ・ 日本銀行、金融市場に対しきわめて潤沢な資金供給を実施。 <ul style="list-style-type: none"> —— その後も、市場の需要を十分に満たす潤沢な資金供給を継続。 ・ 日本銀行、金融政策決定会合を開催し、金融緩和の一段の強化を決定。 <ul style="list-style-type: none"> —— リスク性資産を中心に資産買入等の基金を5兆円程度増額し、40兆円程度に拡大。 ・ 短期金融市場、外国為替市場および証券市場では、市場レベルBCPの専用ウェブサイトを通じた情報共有を継続。 ・ 被災地金融機関では、多数の営業店舗が閉鎖。 <ul style="list-style-type: none"> —— 東北6県および茨城県に本店のある金融機関約2,700店舗中、16日時点で約310店舗が閉鎖。 ・ 東北地方に所在する手形交換所の多数が、交換業務を一時休止。 <ul style="list-style-type: none"> —— ピーク時（14日）には29の手形交換所が休業。 ・ 全銀システムでは、被災地金融機関の一部に関する通信規制を実施。 <ul style="list-style-type: none"> —— ピーク時（15日）には11金融機関に通信規制。 ・ 日本銀行仙台・福島支店管内に所在する複数の日本銀行一般代理店（国庫・国債事務を委嘱する民間金融機関店舗）は、被災により、事務を一時停止。 <ul style="list-style-type: none"> —— 日本銀行本支店等で一部事務を代替。 ・ 日銀ネット、全銀システムは、交通機能の低下に配慮し、決済時間（夕刻の締め時刻）を1時間延長。 ・ 一部大手行でシステム障害発生。 <ul style="list-style-type: none"> —— 15日に為替電文の未送信・未処理が発生。その後、未送信・未処理件数が拡大。
3月15日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東北電力、計画停電の実施方針を発表。 <ul style="list-style-type: none"> —— 実際には、需給のひっ迫度が低めにとどまったため停電は実施されず。

	<ul style="list-style-type: none"> 日銀ネット、全銀システムは、一部大手行の障害発生を踏まえ、決済時間を1時間延長。 — その後も、大手行の障害継続を踏まえ、数日にわたり決済時間の延長を実施。 静岡県東部を震源とする最大震度6強の地震が発生(22:31頃)。
3月17日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業大臣、談話・声明(「東京電力管内で需要量が供給量を大幅に上回り、予測不能な大規模停電が発生する恐れ」があるため、産業界および国民に対し、「これまで以上の精一杯の節電協力」を要請)。
3月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> G7 財務大臣・中央銀行総裁が声明(「日本とともに為替市場における協調介入に参加する」等)を発表。 日本銀行、総裁談話(「G7 各国との協調行動が、為替相場の安定的な形成に寄与することを強く期待している」等)を公表。 日本銀行の東北地方所在支店、被災後の現金供給額は累計3,100億円(前年同期の約3倍)に。
3月20日(日)	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について」を発出。
3月23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関(一部地銀)、「取引金融機関以外での預金の払戻し」を開始。 — その後、業態を超えて本措置が拡大。 金融庁、「災害等を踏まえた年度末金融の円滑化について」を発出。
3月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 一部大手行で、システム障害による為替電文の未送信・未処理が解消。
3月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行本支店に対する損傷現金の持込み(引換え希望)が徐々に増加。 — 日本銀行では、被災地所在の各支店に応援要員を派遣して、損傷現金の持込みに対応。 東北地域の手形交換所、休業手形交換所の手形交換を代替。 — 近隣の手形交換所における「交換地域の拡大措置」により、休業交換所の交換事務を代替。
3月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 全銀システム、30日までに被災地金融機関に関する通信規制を全先解除。
3月31日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 改正中小企業金融円滑化法が成立、施行。 金融庁、災害等を踏まえた検査・監督・規制上の対応について公表。
4月7日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行、金融政策決定会合を開催。議長より執行部に対し、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションおよび担保適格要件の緩和について検討を指示。 宮城県沖を震源とする最大震度6強の余震が発生(23:32頃)。 — 東北地方で大規模停電が発生。
4月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行、「2011年度の考査の実施方針等について」を公表。 東京電力、「計画停電を原則不実施とすること」を公表。

4月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行、岩手県盛岡市に臨時窓口を設置し、損傷現金の引換え事務を開始。
4月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行、金融政策決定会合を開催し、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」、「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」等を制定。 全銀協、被災者預金口座照会制度を創設。
5月13日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁、金融機能強化法の改正に関する金融担当大臣談話を公表。 政府、「夏期の電力需給対策について」を公表。 <ul style="list-style-type: none"> 東京電力、東北電力管内において、使用最大電力を前年比15%削減すること。
5月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション(第1回)を実施。以後、随時実施。
5月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行、銀行券の「繰り回し」使用強化につき協力を要請。 <ul style="list-style-type: none"> 金融界全体として夏場の使用電力の抑制に協力する観点から、7月1日～9月30日の間、東北電力および東京電力管内の取引先金融機関に対して、日本銀行との間の銀行券の受払にかかる両建取引の縮減(銀行券の「繰り回し」使用強化)への協力を要請。
5月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 被災地金融機関の閉鎖店舗数は、5月末時点で73か店に。 東北地域における閉鎖手形交換所数は、5月末時点で6先に。 日本銀行の東北地方所在支店および盛岡市内の臨時窓口における、震災関係損傷現金の引換え実績は、5月末時点で累計19億円に。
6月15日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行、「平成23年度夏期節電計画について」を公表。 <ul style="list-style-type: none"> 7月1日～9月30日の平日9～20時における使用最大電力を、前年実績対比で少なくとも15%削減し、可能な限りさらなる上積みを図るよう努める。
6月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行、「東日本大震災におけるわが国決済システム・金融機関の対応—金融・決済機能の維持に向けて—」を公表。
7月1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 政府、電気事業法に基づく電力使用制限を開始。 <ul style="list-style-type: none"> 東京電力管内：7月1日～9月22日(平日)の9時から20時 東北電力管内：7月1日～9月9日(平日)の9時から20時
7月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 政府、「西日本5社の今夏の需給対策について」を公表。 <ul style="list-style-type: none"> 関西電力管内では、ピーク期間・時間帯(7月25日～9月22日(平日)の9時から20時)において、全体として10%以上を目途に節電に取り組む(電気事業法第27条の発動による需要抑制は行わない)。 岩手県盛岡市の臨時窓口における損傷現金の引換え事務を終了。 <ul style="list-style-type: none"> 523件、8億円(銀行券10万枚、貨幣19万枚)の引換えを実施(阪神大震災後の引換えとほぼ同規模)。

8月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 政府、「電気事業法第27条に基づく電気の使用制限の緩和について」を公表。 <ul style="list-style-type: none"> 東北電力・東京電力管内の需給バランスが改善していること等を踏まえ、①9月2日(金)を最後に、被災地所在の大口需要家に対する使用制限を終了すること、②9月9日(金)を最後に、東京電力管内に所在する大口需要家に対する使用制限を終了すること、を決定。
9月2日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行、取引先金融機関への銀行券の「繰り回し」使用強化の要請を取り止める旨通知。 <ul style="list-style-type: none"> 10月3日以降、取引を自然体に戻すことを決定。
9月30日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 被災地金融機関の閉鎖店舗数は、9月末時点で54か店に。 東北地域における閉鎖手形交換所数は、9月末時点で3先に。 日本銀行の東北地方所在支店および盛岡市内の臨時窓口における、震災関係損傷現金の引換え実績は、9月末時点で累計34億円に(銀行券44万枚、貨幣315万枚)。
10月7日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」等を一部改正。 <ul style="list-style-type: none"> 被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションの貸付受付期限を平成23年10月31日から平成24年4月30日に延長するとともに、被災地企業等にかかる担保適格要件の緩和措置の適用期限を平成24年10月31日から平成25年4月30日に延長。
10月11日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 政府の中央防災会議、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波に関する専門調査会」最終報告を了承。 <ul style="list-style-type: none"> 新たに「防災対策推進検討会議」を設置し、全国の防災対策の強化を進めていくことを決定。
10月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行、「今夏の節電目標の達成状況について」を公表。 <ul style="list-style-type: none"> 本支店を挙げて様々な節電策に取り組んだ結果、各取組単位における使用最大電力について、前年実績対比15%を上回る削減を実現(本店:▲21.5%、支店(東京電力管内):▲18.8%、支店(東北電力管内):▲18.9%)。
10月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行、「東日本大震災におけるわが国経済システム・金融機関の対応—金融・決済機能の維持に向けて—」(英語版)を公表。
11月1日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 東北地域における日本銀行一般代理店のうち事務を停止している先は、11月1日時点で1先に(福島県富岡代理店)。
平成24年 1月26日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 市場レベルBCP合同訓練を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 首都直下地震を想定し、短期金融市場、外為市場および証券市場の3市場が実施。
1月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行、「業務継続体制の実効性確保に向けた確認項目と具体的な取組事例(増補改訂版)」別冊:東日本大震災において有効に機能した事例と同震災を踏まえた見直し事例」を公表。

2月16日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全銀協、「東日本大震災に伴う手形交換に関する特別措置の終了について」を公表。 <ul style="list-style-type: none"> —— 東日本大震災のため不渡となった手形・小切手に係る不渡報告への掲載・取引停止処分等の猶予等の手形交換に関する特別措置を、4月4日(水)の交換(呈示)分をもって終了する方針を決定(ただし、福島県の原子力災害関係地域では、当分の間特別措置を継続)。
3月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本銀行、金融高度化セミナー「東日本大震災を踏まえた今後の業務継続体制について」を開催。
3月6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府、「首都直下地震に係る首都中枢機能確保検討会」の報告書を公表。 <ul style="list-style-type: none"> —— 首都中枢機能確保のため、各主体が連携し、政府全体としての業務継続計画を確立する必要があると提言。
3月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本銀行、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正。 <ul style="list-style-type: none"> —— 被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションの貸付受付期限を平成24年4月30日から平成25年4月30日に延長するとともに、被災地企業等にかかる担保適格要件の緩和措置の適用期限を平成25年4月30日から平成26年4月30日に延長。
3月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本銀行、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション(第11回)を実施。 <ul style="list-style-type: none"> —— 第11回までの貸付総額の合計は、5,062億円(大手行600億円、地域金融機関等4,462億円)。
3月30日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地金融機関の閉鎖店舗数は、3月末時点で47か店に。 ・ 東北地域における閉鎖手形交換所数は、3月末時点で2先に。 ・ 日本銀行の東北地方所在支店および盛岡市内の臨時窓口における、震災関係損傷現金の引換え実績は、3月末時点で累計38億円で(銀行券48万枚、貨幣424万枚)。